至誠あずま保育園　重要事項の概要

令和8年4月

1　保育園の概要

名称	社会福祉法人至誠学舎立川　至誠あずま保育園						
種別	児童福祉法第39条第１項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒191-0024 日野市日野1321番地の1						
管理者氏名	施設長　石田　みな子						
開設年月日	平成19年4月1日						
連絡先	電話番号：042-533-6686　携帯番号：080-4378-4864 ＦＡＸ番号：042-581-4649						
実施事業	◆児童福祉法第24条第１項の規定による保育 ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業　■障がい児保育　■乳児(0歳児)保育　■一時保育 ■地域支援事業						
利用定員	３号認定			２号認定			合計
	０歳	１歳	２歳	３歳	４歳	５歳	
	６人	６人	７人	８人	９人	９人	４５人
建物の規模	３・４・５歳児保育室74、７㎡ １・２歳児保育室61.81㎡　・０歳児保育室31.16㎡ 調理室27.96㎡　その他　総延べ面積　350.56㎡						

2　設置者の概要

名称	社会福祉法人至誠学舎立川
所在地	〒190-0022 立川市錦町６丁目２６-15
代表者氏名	理事長　稲永　勝行
連絡先	電話番号：042-527-7734
設立年月日	1942年10月6日

3　職員体制について

職名	常勤	非常勤	備考
施設長	１名	―	
保育士	９名	１１名	
栄養士	１名	１名	
調理員	０名	２名	
看護師	０名	１名	
嘱託医	―	１名	塩谷医院
嘱託歯科医	―	１名	みねぎし歯科
その他	０	２名	事務・営繕

◆開園時間中は、最低２名以上の保育士を配置し、保育にあたります。

◆上記表は、作成日現在のものであり、変更が生じる場合があります。

4　保育園の目的及び運営方針等

目的	児童福祉の原理に基づき児童の心身の健全な育成と正しい生活の自立を促す。 児童の福祉向上に寄与すると共に、母親が安心して就業でき当事業がその家庭の向上に資することとする。
保育目標	「いきいきとした子どもをめざして」 １） 明るく生き生きとした自主性に充ちたこども ２）思いやりがあり、人と仲良く生きていける協同性、社会性のある子 ３）独創性にとみ、探求することにじっくり向かって努力できる子ども
運営及び保育方針等	＜法人理念＞ 「まことの心」 ＜保育方針＞ 「健全育成と望ましい生活への自立」 しっかり健全に育つように養護し、自ら育つ教育時期へ支援をします」 ＜園目標＞ 「人や事象から素直に学ぶ」 私達は子どもや保護者、地域の皆様から発せられること、また、様々な遭遇する事象から素直に学び、成長していきます。

5　保育園の開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

（１）開園日

◆月曜日から土曜日まで

（２）開園時間

◆午前7時00分から午後20時00分まで（午後6時01分から午後8時00分は延長保育時間）

保育標準時間認定	午前7時00分から午後18時00分まで（最長11時間/日）
保育短時間認定	午前9時00分から午後5時00分まで　（最長８時間/日）
上記の時間外での保育	上記の時間外で保護者の就労等により保育の必要がある場合は、延長保育をご利用ください。 延長保育時間　午後6時01分から午後8時00分

◆保育の必要量は、**「最長で保育園等を利用することができる時間」**です。保育の必要量とお子さんの保育時間とは異なります。お子さんの保育時間は、認定された保育の必要量の範囲内で、保護者の就労時間・通勤時間やお子さんの状況を踏まえて決まります。

（３）休園日

◆日曜日

◆国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始１２月 29 日～１月３日

※非常災害又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。（登園前に災害に関する警戒宣言が発令された場合など。）

６　保護者の負担について（利用料金等）

◆　延長保育料

18:06～費用が掛かります。

15分毎　150円です。

20:00以降は10分毎500円頂きます。

◆副食費

4500円/月

◆その他

マットカバー	2,750円（税込み）園で購入できます

７　緊急時等における対応方法

対応方法	◆児童に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに入園児の保護者又は医療機関（嘱託医を含む）への連絡を行う等の必要な措置を講じます。 ◆保護者と連絡が取れない場合には、児童の身体の安全を最優先させ、しかるべき対処を行いますのでご了承ください。	
救急・消防	管轄	日野消防署
	所在地	191-0016　日野市神明二丁目14番地の3
	連絡先	042-581-0119
警察	管轄	日野警察署
	所在地	191-0012　日野市日野５８９番地の1
	連絡先	042-586-0110
嘱託医	管轄	塩谷医院（医師：塩谷武洋）
	所在地	191-0012　日野市日野1077-33
	連絡先	042-581-0158
嘱託歯科医	管轄	みねぎし歯科医院（歯科医師：峯岸大造）
	所在地	日野市万願寺二丁目33-6
	連絡先	042-585-0570

８　非常災害対策

防犯設備	学校110番（非常通報装置）、玄関扉電気錠、
防災設備	自動火災探知器、煙感知器、誘導灯、排煙装置及び消火器
消防計画 届出年月日	日野消防署　平成19年4月1日　届出済
防火管理者	園長　石田　みな子
定期訓練	◆避難訓練、消火訓練：毎月１回以上実施 ◆総合防災訓練（引取訓練を含む）：毎年1回実施
災害発生時 の対応等	保護者等の引き取りのあるまでの間（開所時間外を含む）、引き続き児童を保護します。
災害時安否 情報メール	災害時において、安否情報を各保育園からお知らせするために、園で使用しているアプリからメッセージを配信します。 この安否情報は、災害時に各保育園の避難状況が落ち着き園児の安全が確保されたら、一斉に送信します。個別の連絡や安否確認、お問い合わせ等の対応できないことがあります。 災害発生時のメッセージ送受信は、回線の混雑状況の影響を受けることをあらかじめご了承ください。
広域避難場所	市民の森スポーツ公園
水害時の 避難場所	日野市立第一小学校体育館

◆南海トラフ地震に関する情報がでた場合の対応について
「災害は、忘れた頃にやってくる。」と言われています。特に、地震はいつどこで発生するかわかりません。保育園においては、皆様からお預かりしているお子さんを災害から守るため、全組織をあげて対応するよう備えております。

９　虐待防止等の措置について

体制整備等	入所児童の虐待防止及び人権擁護等を図るために、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修その他の措置を講じます。
緊急時の対応	児童に不適切な養育の兆候が認められる場合その他必要な場合は、児童虐待の防止等に関する法律その他の関係法令等に従い、関係機関へ通告等を行うほか、関係機関と連携し必要な対応を行います。

保育園には、虐待が疑われる場合、**通告する義務**があります。
【関係法令】児童虐待の防止等に関する法律　第６条
　児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは、児童相談所に通告しなければならない。

10　苦情解決について

この苦情解決制度は、従来、密室化されやすかった苦情対応をオープンな苦情解決システムに替え、保育園利用者の権利を守りながら福祉サービスの質を高めることを目的としています。苦情の申し出を契機に問題の早期発見・早期解決を図ろうとするものです。

＜苦情解決の流れ＞

◆保育園の窓口で受付担当者に申し出る場合と、第三者委員に直接申し出る場合（いずれも口頭又は文書）の二通りがあります。

◆第三者委員を設け、施設に直接言いづらいことを中立的な第三者に言えるようにしています。

①　保育園

受付担当者	石走　真紀（役職：至誠あずま保育園　主任）
解決責任者	石田　みな子（役職：至誠あずま保育園　園長）
連絡先	042-533-6686

②　第三者委員

氏名	川瀬　健一（元東町自治会長）
連絡先	042-582-0590
氏名	中島　ヒロ子（元保護司）
連絡先	090-6137-0361

11　賠償責任保険等の加入

損害賠償 責任保険	施設管理や施設業務などに起因する対人・対物事故による法律上の賠償責任を補償する保険に加入しています。 【対人】１億円　【対物】1000万円　【受託物】200万円

【日本スポーツ振興センターの災害共済給付について】

保育園では、日頃から安全な保育を心がけておりますが、万が一の事故に備え園児全員が独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に加入しております。

保育園で保育を受けているとき及び通常の経路での登降園中のケガなど保育園の管理下で起こった災害により、医療機関等を受診した場合に同制度で定められた災害共済給付金が支給されます。

12　その他

（１）住所、勤務先等家庭の状況に変更が場合

家庭の状況（住所、勤務先、勤務時間、連絡先、出産・育児休業、家族の異動、支給認定証の記載事項の変更等）に変更があった場合には、変更届の提出が必要となります。かならず担任、事務所に連絡してください。

（２）個人情報及び肖像権使用についての承諾について

◆個人情報の取り扱い・個人の肖像権について

・保育園に提出された個人情報（氏名、生年月日、写真、電話番号、住所、勤務先、ご家族の事等）は以下の通り、適正かつ安全に管理、運用する事に努めます。

①　園児の健康管理・緊急連絡・活動の記録・公的機関、医療機関、転園などへの連絡調整

②　小学校就学の為の学校との情報共有・会計、経理（延長保育、給食費等）

◆同意書にて確認

・園だよりの写真掲載・ホームページの写真掲載・外部用園パンフレット、冊子の資料等への写真掲載

・研修による、写真、ビデオ撮影・３歳～５歳児による給食費の徴収

上記以外のことは、その都度確認を行っています。